

令和5年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員
(消費生活相談員) 採用試験
受 験 案 内

令和5年4月3日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
消費生活相談員	1人	消費生活に関する業務（相談、苦情の処理、助言及び啓発）に従事します。

【受付期間】

令和5年4月3日（月） ～ 令和5年4月14日（金）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、令和5年4月14日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
*応募者に別途お知らせします。	米子市役所本庁舎 (米子市加茂町1丁目1番地) *くわしくは応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
消費生活相談員	1人	消費生活に関する業務（相談、苦情の処理、助言及び啓発）に従事します。

2 受験資格

- 年齢、性別は問いません。
- パソコンの基本操作（文章作成や表計算ソフトへの入力等）ができる方。
- アからエのいずれかの資格を有する方またはこれらの資格を取得する意欲のある方
 - ア 消費生活相談員（消費者安全法第10条の3第1項に規定する国家資格）
 - イ 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター付与）
 - ウ 消費生活アドバイザー（一般社団法人日本産業協会付与）
 - エ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会付与）

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
* 応募者に別途お知らせします。	米子市役所本庁舎 (米子市加茂町1丁目1番地) * くわしくは応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	時間
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

- 合格者の決定
 - ・ 面接試験を行い、一定の基準に達した方を合格者に決定します。
 - ・ 応募者が多数の場合は、基準に達していても採用されない場合があります。

5 受付期間

令和5年4月3日（月） ～ 令和5年4月14日（金）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、令和5年4月14日必着で受け付けます。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	受験申込書 1部 ○ 受験申込書には必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。
申込先	米子市市民生活部市民二課 （本庁舎1階） 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 電話（0859）23-5378 [持参により申し込む場合] ○ 米子市市民生活部市民二課へ、直接ご持参ください。 [郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に「採用試験(消費生活相談員) 受験申込」と書いてください。

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市市民生活部市民二課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	4月下旬	受験者全員に対し、郵送又は電話等により通知します。

8 採用予定日

令和5年5月1日

9 勤務条件

区分	内 容
報 酬	<p>報酬は、月額143,380円です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	<p>勤務時間は、1週間当たり30時間です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。
任用期間	<p>任用期間は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期満了後、人事評価等に基づく再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、競争試験または選考により採用となった採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます
勤務地	<p>勤務地は、米子市役所本庁舎（米子市加茂町1丁目1番地）です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員用の駐車場はありません。
その他	<p>健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。</p>

○ 採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。